

平成 26 年度

市民参加の進捗および達成の状況
ならびに手法に関する意見書

平成 26 年 8 月

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

平成24年4月1日に施行された草津市自治体基本条例では、市政運営の基本原則の一つとして「市民参加」を掲げています。市民参加は、市政運営の根幹をなすものであり、草津市においては、今日まで審議会等への市民の参加やパブリックコメントでの意見聴取等、さまざまな手法を用い市民参加に取り組んでこられました。

そして、この草津市自治体基本条例に掲げられた市民参加の理念を具現化するものとして、平成25年3月31日に草津市市民参加条例が施行されました。

本委員会は、草津市市民参加条例第12条第2項において「市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事ができる」と定められていますので、この度、意見書を提出いたします。

草津市市民参加条例の施行から1年が経過し、今回が初めての意見書となりますので、条例第12条第1項に記載されている市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項や、市民参加の手法に関する事項について総括的に意見を述べます。

各執行機関におかれましては、本委員会の意見を参酌し、一層の市民参加の機会の拡大を図るため、今後の事務に反映いただけることを期待申し上げます。

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
委員長 中川 幾郎

1. 市民参加の進捗および達成の状況の評価に関する事項

■市民参加対象事業の手続き状況について

審議会等の委員選任状況について、市民参加条例施行規則に定める男女比率、公募委員比率の目標値に達していない審議会があるので、今後達成できるよう引き続き改善をお願いしたい。また、公募委員については、20%の比率に拘らず、審議会等の性質に応じて公募委員の比率を増やしても良いのではないかと考える。

また、政策過程の各段階において、審議会あるいは懇談会が多く実施されているのは評価できるが、審議会だけでなく他の手法も取り入れ効果的に推進する必要があると考える。

男女比率については、審議会等の内容によって一様でないことから、性別によって興味のある分野に偏りがあることが推察できる。また、委員の選任については、団体等の推薦により行われることが多くなっているが、多くの審議会等において男性委員の推薦が多いことから、市民も市民参加に対する理解を深める必要がある。

今後、市民の市民参加に対する理解が深まるような取り組みも実施していただきたい。

2. 市民参加の手法に関する事項

■パブリックコメントについて

パブリックコメントについては、意見の提出者が少ない。市民に対し、どのようにしてまちづくりに関心をもってもらうかについても、今後の検討課題である。

パブリックコメントは、市民参加、協働の手法であり、情報公開ではないことを明確に示した上で、市民が意見を出したくなる、または出しやすくするような工夫、例えば、当事者団体には、原案を直接郵送するなど、積極的に情報提供していく方法を取り入れていただきたい。

■フォーラム、ワークショップ等について

以前は、フォーラム、ワークショップ、タウンミーティング等が頻繁に開催されていたが、現在は、開催されることが稀であるように見受けられる。

草津市は、転入者が多い市であり、フォーラム等は、他市町から転入してきた新しい住民と、かねてより草津市に居住している住民が対話のできる貴重な機会になることも期待できるので、フォーラムやワークショップ等の手法も積極的に取り入れていただきたい。

■市民との情報共有について

高齢者、障害者、外国人等、情報にアクセスし難い市民への対応が課題であり、多様な市民が主体的にまちづくりに関われるような仕掛けづくりを検討する必要がある。

町内会等の基礎的コミュニティには、町内会、自治会を通じて、また加入されていない方には市民センター等を通じて、卒なく情報が提供されているが、NPO等の市民公益活動団体には、さほど情報が提供されていないようにも感じる。

草津市は、広報紙、ホームページ、Facebook等の多様な情報伝達的手段を有し、これらのメディアを有効に活用できている点は評価できる。今後も、全ての方が行政情報を享受できるよう、様々な伝達手法を並行して活用していただきたい。なお、ホームページは、市民が情報を収集し易いツールでもあるので、市民参加の対象となった事業については、必ずホームページによる情報提供が行われるよう改善を行っていただきたい。